

議案第 6 号

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する  
規則について

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成26年12月24日

沖縄県教育委員会

別紙

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県就学支援委員会規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県就学支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「以下「県教育委員会」というを「以下「教育委員会」というに改め、「心身の障害の程度を判定し、適正な就学指導」を「障害の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見の答申」に改め、同条第1号中「心身の」を削り、同条第2号中「心身の」を削り、「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「県教育委員会教育長」を「沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第3条第2項中「県教育委員会が」を「教育委員会が任命し、又は」に改める。

第5条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第6条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 知的障害部会

(4) 肢体不自由部会

(5) 病弱・身体虚弱部会

第7条第2項を次のように改める。

2 調査員は、調査事項に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

第7条第3項中「解嘱」を「解任又は解嘱」に改める。

第8条第1項中「する」を「し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「が出席しなければ、会議を開くことができない」を「の出席がなければ、開催できない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 会議は、非公開とする。

第10条中「県教育委員会」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、改正後の沖縄県就学支援委員会規則（以下「新規則」という。）第3条第2項の規定により、沖縄県就学支援委員会の委員として任命し、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命し、又は委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新規則第4条の規定にかかわらず、旧規則第3条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則第7条により委嘱されている調査員は、新規則第7条により任命し、又は委嘱されたものとみなす。

（沖縄県教育庁組織規則の一部改正）

4 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第7号を次のように改める。

(7) 沖縄県就学支援委員会

## 規則案の概要説明

課名 県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会は、教育長の諮問に応じ、児童及び生徒の障害の程度等を判定し、適切な就学指導（就学先の決定等）等について答申を行う附属機関である。
- (2) 平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、『現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。』ことが示されている。
- (3) 上記通知を踏まえ、「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会」について、担任する事務を見直すとともに名称を「沖縄県就学支援委員会」に改める条例案（沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例）が平成26年第6回沖縄県議会に提出されている。
- (4) 上記条例案の成立に合わせ、「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会」の運営に関し必要な事項を定めた教育委員会規則である「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則」の一部を改正する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 題名を「沖縄県就学支援委員会規則」に改める。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この規則は、公布の日から施行する。（附則第1項）
- (4) 所要の経過措置を設ける。（附則第2項、第3項）
- (5) 沖縄県教育庁組織規則の一部改正を行う。（附則第4項）

## 4 根拠法令

学校教育法施行令第11条

## 5 関係各課等との調整状況

総務部人事課、総務部行政管理課及び教育庁総務課と調整済み。

## 6 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

<p>沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第2号） 改 正 案</p>	<p>沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和47年沖縄県条例第50号） 現 行</p>
<p>沖縄県就学支援委員会規則 (趣旨)</p>	<p>沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の組織、委員及び運営に基づき、沖縄県就学支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員及び運営に<u>必要事項を定めるものとする。</u></p>	<p>第1条 この規則は、沖縄県心身障害児適正就学指導委員会（以下「委員会」という。）の<u>運営に必要事項を定めるものとする。</u></p>
<p>(任務)</p>	<p>(任務)</p>
<p>第2条 委員会は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に<u>応じ、次の各号に掲げる者について障害の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見の答申を行う。</u></p> <p>(1) 県立特別支援学校に<u>就学しようとする者、又は在学する児童生徒のうち、当該学校で障害の程度を判定することが困難な者</u></p> <p>(2) <u>障害の程度を判定することが困難なものとして、市町村教育委員会から依頼のあった者</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、<u>沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めたる者</u></p>	<p>第2条 委員会は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の諮問に<u>応じ、次の各号に掲げる者について心身の障害の程度を判定し、適正な就学指導を行う。</u></p> <p>(1) 県立特別支援学校に<u>就学しようとする者、又は在学する児童生徒のうち、当該学校で心身の障害の程度を判定することが困難な者</u></p> <p>(2) <u>心身の障害の程度を判定することが困難なものとして、市町村教育委員会から依頼のあった者</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、<u>県教育委員会教育長が必要と認めたる者</u></p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。</p>	<p>第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。</p>
<p>2 委員は、次の各号に掲げる者の中から<u>教育委員会が任命し、又は委嘱する。</u></p>	<p>2 委員は、次の各号に掲げる者の中から<u>県教育委員会が委嘱する。</u></p>
<p>(1) 専門医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (委員の任期)</p>	<p>(1) 専門医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (委員の任期)</p>
<p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>2 委員は、再任されることができる。</p>
<p>(会長及び副会長)</p>	<p>(会長及び副会長)</p>
<p>第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p>	<p>第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p>
<p>2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>
<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>

(部会)

第6条 委員会に、次の部会を置くことができる。

- (1) 視覚障害部会
- (2) 聴覚障害部会
- (3) 知的障害部会
- (4) 肢体不自由部会
- (5) 痲弱・身体虚弱部会

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 各部会に部長を置き、部長は、各部会に属する委員の互選とする。

(調査員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査事項に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催できない。

3 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育庁県立学校教育課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

(部会)

第6条 委員会に、次の部会を置くことができる。

- (1) 視覚障害部会
- (2) 聴覚障害部会
- (3) 肢体不自由部会
- (4) 痲弱虚弱部会
- (5) 知的障害部会

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 各部会に部長を置き、部長は、各部会に属する委員の互選とする。

(調査員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が委嘱する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育庁県立学校教育課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(附属機関)</p> <p>第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 沖縄県産業教育審議会</p> <p>(2) 沖縄県教科用図書選定審議会</p> <p>(3) 沖縄県立図書館協議会</p> <p>(4) 博物館・美術館協議会</p> <p>(5) 沖縄県社会教育委員会</p> <p>(6) 沖縄県文化財保護審議会</p> <p>(7) 沖縄県就学支援委員会</p> <p>(8) 沖縄県歴代宝案編集委員会</p> <p>(9) 沖縄県生涯学習審議会</p> <p>(10) 新沖縄県史編集委員会</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 沖縄県産業教育審議会</p> <p>(2) 沖縄県教科用図書選定審議会</p> <p>(3) 沖縄県立図書館協議会</p> <p>(4) 博物館・美術館協議会</p> <p>(5) 沖縄県社会教育委員会</p> <p>(6) 沖縄県文化財保護審議会</p> <p>(7) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会</p> <p>(8) 沖縄県歴代宝案編集委員会</p> <p>(9) 沖縄県生涯学習審議会</p> <p>(10) 新沖縄県史編集委員会</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。